

令和元年度宮城県ベトナムビジネスアドバイザー業務 業務委託仕様書（案）

1 委託業務の実施

宮城県（以下「発注者」という。）が実施する「令和元年度宮城県ベトナムビジネスアドバイザー業務」（以下「委託業務」という。）の実施について、受注者は、本仕様書により委託業務を実施するものとする。

2 実施目的

本県では、成長が続く ASEAN（東南アジア諸国連合）の中でも、ベトナム社会主義共和国を新たな市場と捉える県内企業が増加してきたこと、また製造業においてもチャイナプラスワンとして東南アジア進出に関心をもつ県内企業も見られるようになってきたことを受けて、平成 27 年度から平成 30 年度にベトナム等ビジネスアドバイザー業務を実施し、県内企業のベトナムへの進出や販路開拓等の支援を行ってきたところである。

これにより過去 4 年間で延べ 40 社以上が活用するなど一定程度の需要を踏まえ、平成 31 年度は県内企業のベトナム等への進出をさらに本格化させることを目的として本業務を実施する。

本業務では、ビジネスアドバイザー業務拠点をベトナム及び日本国内等に整備し、ベトナム等での事業展開に係る各種相談や現地における販路開拓及び進出準備等を支援する。

3 委託期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 20 日（金）まで

4 委託業務の内容等

（1）業務拠点の整備

ベトナム及び日本国内に、それぞれアドバイザー業務の拠点を整備すること。

（2）相談体制の整備

県内企業等からの相談、県事業への協力に当たり、ベトナム国内と日本国内のアドバイザー業務拠点の間でシームレスにつながる支援体制を整備すること。
なお、両拠点における業務は日本語で対応できるものとする。

（3）基本業務と個別支援業務

イ 基本業務（委託期間中、継続して実施する業務）

基本業務は以下のとおりとし、別表 1 の 1 に例示する。

（イ）アドバイザー業務運営全般に係る県との連絡調整

- (ロ) 県職員等からの現地事情や経済情報、現地企業等についての照会に対する情報提供
- (ニ) 県内企業からの照会のうち、日本国内業務拠点での簡易な相談対応のみで解決するもの
- (ホ) 県がベトナム国内でビジネスマッチング等を実施する場合、顧客となる可能性がある現地企業リストの作成
- (ヘ) 宮城県が実施するミッションの支援（通訳、移動手段、携帯電話の手配等を含む）
- (ト) ベトナム旅行会社等訪問による訪日観光客に関する現状把握と宮城県のPR
- (チ) ベトナム及び日本国内業務拠点の毎月の利用状況、相談内容などをまとめた報告書の作成及び直接報告
- (リ) 県内企業等からの相談に対する直接対応
- ロ 個別支援業務（実績により変動する業務）
 - 個別支援業務は以下のとおりとし、別表1の2に例示する。
 - (イ) 事前準備支援
 - (ロ) 販路開拓支援
 - (ハ) 海外進出支援
 - (ニ) 現地サポート等支援

(4) 個別支援業務における利用者負担

本業務における利用者の費用負担の考え方は、以下のとおりとする。

- イ 基本業務
 - 原則として無料
- ロ 個別支援業務
 - 原則として無料
 - ただし、以下の経費等は全額利用者の負担とする。
 - (イ) 利用者の渡航費、交通費、宿泊費等
 - (ロ) 商談等にかかる費用（会場費、飲食代等）
 - (ハ) 利用者側からの通信費（電話、ファックス等）
 - (ニ) 受託事業者が紹介した各専門家と利用者が契約することで発生する費用
 - (ホ) アドバイザリー業務外の内容について、利用者が受託事業者と直接契約することで発生する費用
 - (ヘ) その他、業務委託契約に含まれないサービスを受ける場合

(5) 本業務の対象外とする業務

- イ 個別の商品及びサービス内容の市場調査や企業信用調査の実施
- ロ 契約書類等の作成

- ハ 商談の通訳，代行等
- ニ 外遊的な海外活動，具体的ビジネスを伴わない依頼
- ホ 違法及び公序良俗に反すると判断される業務など
 - (イ) イ～ハの業務について助言，専門家等を紹介することは可能とする。
 - (ロ) 対象外の業務等について，受託事業者が利用者と直接契約を結ぶことは妨げない。(ホを除く。)

(6) 営業日，営業時間

ベトナム及び日本国内業務拠点の営業日，営業時間は受託者の営業日，営業時間と同等とする。

3 守秘義務等

(1) 機密の保持

受注者（再委託により受注者した者を含む。以下同じ。）は，委託業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い，契約の目的以外に利用し，又は第三者に提供してはならない。また，委託業務に関して知り得た情報の漏えい，滅失，毀損の防止，その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は，委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は，個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を遵守しなければならない。

4 成果品の利用（二次利用等）

委託業務による成果品の著作権は発注者に帰属するものとするほか，発注者は，委託業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において，随時利用できるものとする。また，受注者は，関係機関への提供など，二次的な利用も可能なように対応するものとする。

5 委託業務の手続

委託業務の手続において使用する言語は日本語，通貨は日本円，単位は日本標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

6 その他

上記以外の事項について処理する必要がある場合は，受注者は発注者と速やかに協議の上，互いに誠意を持って解決に取り組むこととする。

ビジネスアドバイザー業務の内容（例示）

1 基本業務	県及び県内企業からの相談に応じる業務（委託期間中，継続して実施）
<p>(1) 宮城県及び県内企業との連携専任窓口の設置（国内）</p> <p>(2) 県内企業からの個別相談内容に関する一般情報の提供及びアドバイス</p> <p>(3) ベトナムの社会・経済状況等のマクロ情報提供</p> <p>(4) ベトナムビジネス情報（展示会情報等）</p> <p>(5) ベトナム旅行会社等訪問による訪日観光客に関する現状把握と宮城県の PR</p> <p>(6) 宮城県ミッションに係る支援業務</p> <p>(7) 宮城県及び関連機関による広報活動協力（セミナー，勉強会への講師派遣）</p> <p>(8) 宮城県とベトナム政府関係機関との連携協力</p> <p>(9) 日本政府機関（経済産業省，外務省，JICA，JETRO 等）が公募する海外展開支援（ODA 事業，中小企業支援事業等）に対する個別相談対応</p> <p>(10) 製造業向け，現地工業団地情報提供</p> <p>(11) 専門性の高い相談に対する専門家（弁護士，税理士等）の紹介支援</p>	
2 個別支援業務	県内企業の海外展開の段階，要望，計画等に応じて実施する業務（実績により変動）
<p>(1) 事前準備支援</p> <p>イ 相談内容に応じた，現地投資環境，関連法規調査</p>	
<p>(2) 販路開拓支援</p> <p>イ 取引先候補発掘（20 社）</p> <p>ロ 取引先候補絞込支援（候補企業との調整）</p> <p>ハ 取引候補先への商談設定（アポイント取得業務）</p> <p>ニ 現地展示会・見本市等の出展支援（主催者との調整等）</p> <p>ホ 貿易・輸出入に関わる調査（貿易に関わる法規制等）</p>	
<p>(3) 海外進出支援</p> <p>イ 原材料調達先調査（ロングリストの提供）</p> <p>ロ 物流環境調査（関連法規及びコスト）</p> <p>ハ 環境配慮調査（環境ライセンス支援）</p>	
<p>(4) 現地サポート等支援</p> <p>イ 現地通訳手配</p> <p>ロ 現地移動手段（レンタカー），現地携帯電話手配</p> <p>ハ 現地スタッフ訪問同行</p> <p>ニ 現地訪問先宛て，オファーレター翻訳業務</p> <p>ホ 現地訪問先向け，企業概要等の翻訳（A4/2 頁）</p>	